

令和 8 年

第 5 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和8年第5回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和8年5月27日 午前10時00分開会
午前11時00分閉会

2. 場 所 市役所北側会議室棟 うめ

出席者

1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久
9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局

事務局長 古沢 一憲 事務局長補佐 鎌田 祥貴 農政係主任 山本 雅一
農政係主事 岩城 健太郎 会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

5. 協議事項

- (1) 令和8年度稲作体験学習会事業について
(2) 第46回農業後継者顕彰事業の実施について
(3) 第66回企業的農業経営顕彰事業の実施について
(4) 令和8年度新規就業者奨励賞候補者の推薦について

6. 報告事項

- (1) 令和8年度農業功労者表彰候補者の推薦について（内田農業振興会）
(2) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて（照会）
(3) 生産緑地地区指定に伴う農地等について

7. その他

【北島会長】 皆さんこんにちは。お忙しいところをお集まり頂きましてありがとうございます。日頃より農業委員会の活動にご理解、ご協力を頂きましてありがとうございます。5月の総会を始めます。議事録署名委員の指名ですが、9番の関慎一委員、10番の三田栄作委員、よろしくお願いします。専決処理の報告です。(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 1ページをお開きください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出ということでご処理なさって頂いています。議案番号は4、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は2ページの案内図のとおりです。説明は以上です。

【北島会長】 ここは佐伯義夫委員。

【佐伯(義)委員】 大丈夫でした。

【北島会長】 次に行きます。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 3ページをお開きください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明をさせていただきます。議案番号は8、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。4ページは案内図となっています。説明は以上です。

【北島会長】 これは私が確認済みです。次に、協議事項です。(1) 令和8年度稲作体験学習会事業について、事務局、お願いします。

【事務局】 別紙のA42枚のものとなります。そろそろ田植えの時期が近づいてまいりまして、具体的に当日のご説明をさせていただきます。1枚目ですけれども、日時につきましては令和8年6月12日(金)の午前8時半から午後2時頃ということで、雨とか相当な暑さで延期という可能性もありますので、その場合は翌週の19日(金)となっています。場所は城山さとのいえの前の圃場です。①実施の判断ということで、前日の判断ですが、会長、事務局、教育委員会のほうで、前日の午前11時頃の天気予報で次の日が台風ですとか大雨で完全に無理だという場合はこの段階で協議をして判断をします。当日の判断ということで、当日の7時半頃に小雨が降っていたときや暑いときには、課長、係長、教育委員会で集まりまして、会長とご相談をした上で延期をするかどうかの判断をします。当日、仮に始めた後でも、雨もしくは暑さ指数31を超えた場合は中止になる可能性があります。判断材料として暑さ指数31というのがあります。当日の判断で中止の場合は、事務局のほうから農業委員の皆様にご連絡をさせていただきます。続いて、②田植え準備の動きということで、2日前の6月10日(水)に皆様にお集り頂くことになります。8時半のグループですけれども、事務局山本、三田委員、関委員、佐伯昌信委員は鈴木委員の自宅へ集合して苗を運んで頂きます。私、岩城、澤田はさとのいえに荷物を運びます。それ以外の委員さんは9時にさとのいえの圃場へ集合して頂きます。作業の内容としましては、田んぼの区画割り、草刈り、児童通路の安全確認、あとは各校の表示板をつくるということと、苗はパレットのまま各校4枚ずつ田んぼの南端に入れて頂きます。草刈り機ですけれども、2週間前くらいに防草シートは終わりまして、基本的に草は伸びていないだろうという想定

ですが、中途半端なところとか伸びている可能性はあるので一応ご用意をお願いしたいと思います。

③当日の動き（6月12日（金））ですけれども、事務局は8時に現場に集合する予定です。農協さんは現場に物品を搬入して頂く予定です。セレモニーの準備ですとか圃場の準備をさせていただきます。皆様は8時半に集合をお願いします。他にも農協の役員さん、農協の支部長さん、教育委員会が現場に到着します。その段階で会長のほうからご挨拶をして頂いて、その後、会長より、4班に分かれて説明をするということをお伝え頂きたいと思います。これはなぜかと言いますと、午前中に全て終わらせるということが教育委員会との協議で決まりました。午後に3グループ目ということ为先月の総会ではご説明させて頂きましたけれども、お昼休憩が中途半端な時間になってしまうのでなるべく午前中で終わらせることができないかという協議を教育委員会とし、午前中に1校し4校2グループという形で午前中に終わらせることに頂きました。4班に分かれて説明をして頂きます各責任者が、会長、三田委員、遠藤委員、関委員となります。説明後、圃場の準備ということで、畝間メジャーのセットですとか、苗を小分けにする作業があります。9時に来賓の方（市長、議長、政策監、教育長、農協代表理事組合長、農協常務理事）に来て頂きます。小学生も9時に集まってもらうので、9時にオープニングセレモニーを始めます。そこは農業委員と農協役員の方にも参加して頂きます。2グループ目が終わるのが11時半ぐらいですけれども、そこから補植とかありますので、皆さんは1時半頃に終わるだろうという予定です。続きまして、次のページをお開きください。9時スタートのセレモニーのことで。司会進行については事務局長、補助は事務局がやります。最初に田植えを行う4校ですが、一小、二小、三小、五小ということで、1グループ目が生徒数の多いグループになりました。一番大変なグループというところになります。来賓がそろったことを確認して開始します。2番の挨拶については市長にやって頂きます。3番、来賓の紹介ということで、今回、①～④番の方、教育長、議長、農協代表理事組合長までご挨拶を頂くことになっています。⑤、⑥の農協さんの常務理事につきましては軽くご紹介だけしたいと思います。4番、東京みどり農業協同組合からのアクエリアスの飲物の提供のご紹介を致します。5番、来賓に退席して頂いた後に、遠藤農政班長のほうから生徒に作業の説明をして頂きます。補助は農業委員の皆さんにお願いしたいと思います。2グループ目以降につきましては、セレモニーを行いませんので、集合しましたら随時説明となっています。7番、セレモニーが終わりましたら、各班4校の責任者の方は、最初に田植えをする1クラスを連れて圃場へ移動するという事になっています。3クラスある学校もありますけれども、3クラスまとめてというのは人数的に難しいので、1クラスずつやって頂くというような形を予定しています。具体的に9時15分頃から田植えが始まりますということで、担当はこの表のとおりとなっています。農業委員の皆様につきましては、小学生に田植えの作業の指導をして頂くという形です。農協さんがメジャーを持って順次作業をする形になります。教育委員会、事務局についてはこの表のとおりとなっています。時間と作業内容が下の表で、9時15分～11時15分までが小学生の田植え、それが終わりましたら昼食をとった後に、皆様で補植および手直しをして頂きたいと思います。ここで作業としては終了というような形にしています。次のページ、A4横の案内図ですけれども、基本的に例年どおり、稲刈りと同じような形を取ります。右上の黄色く囲った場所がセレモニーの会場ということで、さとのいえをバックにして来賓の方に座って頂いて、その前に児童に座って頂く形になります。今回、4校分ということで1校分多いので、東側の広場に子供たちが座ってセレモニーに出るというような形かと思います。暑さがあるかと思うので、テントは2基しかないのですが、それをつけて日よけ対策をしたいと思います。セレモニーが終わりましたら、南に行く赤い矢印に沿って、圃

場に行って、各校、A、B、C、D班ということで、三小、五小、二小、一小の順にそれぞれやって頂きます。2グループ目につきましては、六小、四小、七小、八小ということで、仮に、2グループ目が暑さで中止となった場合、機械植えにするのかどうかも協議をして頂ければと思います。最後のページですが、それぞれの責任者の方と農業委員の皆様のグループ分けをA班～D班までさせて頂いています。ぎゅっと午前中に詰める都合上、このような形になったのですけれども、まず9時15分～10時15分、1グループ目につきましては、三小が104名、五小が90名、二小が90名、一小が72名ということで、2グループ目に比べますと相当の数が前半に来るというところになります。それぞれの責任者の方、農業委員の方、この表のとおりということで確認して頂ければと思います。右側には農業協力員の方のお名前をつけていて、さらに右側は農協職員が最低2人ということになります。説明は以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんに出てきて頂かないとかなりきついことになりますので、当日は参加をよろしくお願いいたします。田植え機を予備で持ってきたいのですけれども、誰か出して頂けますか。いないなら私が持ってきます。田植えについてはよろしいでしょうか。では、次に行きます。(2)第46回農業後継者顕彰事業の実施について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料に戻りまして、8ページをお開きください。農業後継者顕彰事業ということで、こちらは毎年のことではありますけれども、東京都農業会議のほうから依頼が来ています。推薦の期限が7月31日(金)となっています。8ページの下に推薦に当たっての留意点が書かれていまして、対象者の年間農業収入がおおむね500万円以上というところが要件になっていますが、候補者本人が認定農業者ですとか、家族に認定農業者がいらっしゃる場合は農業収入についてはおおむね500万円の半分以上ということで記載がされています。また、③の年齢要件ですが、44歳以下というところの縛りがあります。他もご確認頂ければと思いますが、本日ご協議を頂いてご推薦をして頂ける方がいらっしゃいましたらお願い致します。この資料の一番後ろのページに過去の実績をつけてあります。ある程度の方は既に表彰をされていまして、なかなか対象者がいないということで、令和4年度よりこれにつきましては該当者なしということで回答をしています。今年度につきましてはいかがでしょうかというところでご協議をお願いします。以上です。

【北島会長】 どなたかいらっしゃいますか。

(協議)

【北島会長】 では、今年度も該当者なしということで、次に行きます。(3)第66回企業的農業経営顕彰事業の実施について、事務局、お願いします。

【事務局】 続きまして、11ページをご覧ください。こちらも毎年のことですけれども、企業的農業経営顕彰事業について推薦の依頼が東京都農業会議から来ています。こちらは1か月遅くて、推薦の期限が8月31日(月)となっています。本日、皆様にご協議して頂ければと思いますが、次のページの(2)番に推薦の基準がありまして、Aですけれども、農業収入についてはおおむね500万円以上ということ、Bで、耕種農家で10アール当たりの農業収入が70万円以上であること、Cで、候補者本人が認定農業者であることが条件になっています。ご確認頂きまして、この場でもし推薦頂ける方がいらっしゃいましたらお願い致します。過去の実績は後ろにつけてあります。以上です。

【北島会長】 いかがでしょうか。

(協議)

【北島会長】 では、Aさんに当たってみるということで、次に行きます。(4)令和8年度新規就業

者奨励賞候補者の推薦について、事務局、お願いします。

【事務局】 15ページをご覧ください。こちらは公益財団法人東京都農林水産振興財団のほうから、新規就業者奨励賞候補者の推薦依頼が来ています。本年度の新規就業者奨励賞の候補者となりますには昨年度の新規就業者の方がいて実績等を出している方ということですが、昨年度は対象者はいませんので、今年度も候補者はいませんということで報告のみとさせて頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ということです。次、報告事項に行きます。(1) 令和8年度農業功労者表彰候補者の推薦について(内田農業振興会)、事務局、お願いします。

【事務局】 17ページをご覧ください。令和8年度の農業功労者表彰候補者の推薦についてということで内田農業振興会から来ています。こちらにある「農業者表彰規程」に基づきまして、農業の発展または振興に功労があった者、農業後継者の育成に功労があった者が対象になっています。こちらは1年もしくは2年置きに推薦をすることが通例となっていて、今年度は国立市が対象となっています。こちらは農協さんのほうで取りまとめを頂くことになりますので、農協さんのほうから候補者を挙げて頂く予定となっています。その候補者につきまして今後の総会でご協議をして頂くというような形にしていますので、この場はこういう形でご報告のみということでお願い致します。

【北島会長】 ということです。次に行きます。(2) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて(照会)、事務局、お願いします。

【事務局】 20ページをご覧ください。市長のほうから農業委員会宛ての照会文、生産緑地買取申出に対する取得のあっせんが来ています。申出者、所在地及び地目・地積についてはこちらの記載のとおりとなっています。次のページに申出書、その後ろのページが現場の地図となっています。内容をご確認頂きまして、周辺の農地所有者の方々からこれに対する何かご要望がございましたら、6月10日(水)までに事務局までご一報ください。以上です。

【北島会長】 次に行きます、(3) 生産緑地地区指定に伴う農地等について、事務局、お願いします。

【事務局】 23ページをご覧ください。こちらでも市長のほうから農業委員会宛てに生産緑地地区指定に伴う農地等についてということで照会文が来ています。次の24ページをお開き頂きたいのですが、こちらが本年度の追加指定申請の一覧で3件あります。申請者の氏名、住所、申請面積は記載のとおりになっています。25ページ、26ページが対象の現場案内図となっています。こちらにつきましては、3件とも問題がないというところを確認していますので、ご報告のみとさせて頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。何か質問はありますか。ないようなら、その他に行きます。

(1) 4月分活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 4月分農業委員会活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」10件、B「農業委員会・農業会議の会議・研修」1件、C「その他の会議・会合」1件、D「現地確認」1件、計13件です。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。次に、(2) 第6回農業委員会定例総会日程についてですが、6月24日(水)16時から、市役所北側会議室棟1号棟で行います。これで議事は終わりましたが、何かありますでしょうか。ないようでしたら5月の農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

9番 関 博一 委員

10番 三田 栄作 委員

